

受給者証

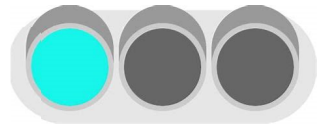
○○○○○○○

延長に使用する受給者証は患者が持つ現状そのままを用いる

※本措置の対象となる医療費の種類については下表を参照。

各種医療費、1年延長措置!

受給者資格等



不急な外出抑制策

新型コロナに鑑みて!



▶令和2年4月30日に新型コロナウイルス感染症の鑑みたく、治療の観点から急を要さない**診断書等の取得のみを目的とした受診の回避を目的**に、児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令が厚労省健康局長及び社会・援護局障害保健福祉部長より公布・施行されました。

https://www.mhlw.go.jp/stf/nanbyou_enchou_00001.html



対象受給者証の
期間満了月日▶

2020
3/1

▼改正省令の公布・施行

2020
4/30

2021
2/28

延長の概念

延長!

遡及期間

延長!

対象期間

延長!

延長満了月日▶

2021
3/1

2021
4/30

2022
2/28

▶受給資格延長対象となる医療費◀

- ①小児慢性特定疾病医療費
- ②自立支援医療費
- ③特定医療費(難病法)
- ④戦傷病者特別援護法の療養券
- ⑤毒ガス障害者救済対策事業の特別・医療・健康管理・保健手当
※介護手当は当該1年の期間の診断書添付を省略可能
- ⑥被爆体験者精神影響等調査研究事業
- ⑦肝炎治療特別促進事業
- ⑧肝がん・重度肝硬変治療研究事業
- ⑨先天性血液凝固因子障害等治療研究事業
- ⑩在宅人工呼吸器使用患者支援事業
- ⑪特定疾患治療研究事業

注:⑪で有効期間6ヶ月のものは延長期間も6ヶ月とする

延長措置が取られる受給者資格はこんなにたくさん!



※医療機関への通知文面は各都道府県発出のため異なると思われます。
※本資料の情報は2020年6月17日現在の確認内容です。
© 京都大学SPH薬局研究グループ,2020.06.20

薬局